



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

要介護認定を受けた 高齢者の「障害者控除」 について

介護保険制度で要介護認定を受けた65歳以上の高齢者で介護認定の審査判定資料を確認し、一定の基準に該当する場合には、所得税や町県民税の確定申告で『障害者控除』を受けるための認定書を本人又は、扶養者等の申請手続きにより交付できます。

この認定書を添付することにより、本人又は、その扶養者が障害者控除又は、特別障害者控除等を受けることができます。

ただし、すでに身体障害者手帳など交付され、税の控除を受けている方や本人または、扶養者が非課税の場合は必要ありません。

発行にかかる手数料は、1件につき200円必要となります。

介護保険料にかかる 納付証明書の 交付について

介護保険料は、国保税や後期高齢者医療保険料と同様に所得税や町民税の社会保険料控除の対象となります。平成29年1月から12月末までに納付された介護保険料額を計上してください。

特別徴収(年金天引き)で納付した介護保険料は、社会保険料控除対象となるのは、年金受給者であるご本人となります。普通徴収の場合、被保険者の保険料を扶養者が支払っている場合は、扶養者の社会保険料控除の対象となります。



確定申告の際には、日本年金機構から送付されます「公的年金等の源泉徴収票」またはお支払いいただきました「領収証書」等を大切に保管し、ご利用ください。ようようお願いいたします。



納めた介護保険料の年額がわからない場合は、役場健康推進課で平成29年1月から12月末までの1年間に納付いただきました保険料額を記載した納付証明書を発行いたします。事務処理の都合により、納付証明書は2月上旬から発行できます。交付にかかる手数料は、無料となっています。確定申告に行かれる前にお申し出ください。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

平成29年分 所得税・町県民税の 申告相談受付 12月16日から開始

申告される方は、必ず正しい申告を行ってください。

申告相談の日程については、「広報ひだか1月号」に掲載しておりますので、ご確認ください。



—御坊税務署からのお知らせ—

平成29年分 **確定申告**

申告書には
**マイナンバーの記載が
必要です!**

最近では、
自宅から
ネットが便利
です。24時間いつでもOK

税務庁
ホームページで
申告書を作成
ネットでも送信 (e-Tax)
プリントアウトして送付

申告書の提出は
マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付
が必要です。

申告と納税

所得税および復興特別所得税
と住民税

平成30年
3月15日(木)まで

所得税および復興特別所得税の確定
申告の提出までの期限(申告書の提出は、
平成30年2月16日(金)からです。)

消費税および地方消費税
(個人事業者)

平成30年
4月2日(月)まで

確定申告書の作成に当たっては、
「復興特別所得税(税額)の記載忘れ
のないようご注意ください。」

申告書等は、国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」での
作成が便利です!!

☆ **自宅のパソコンやタブレ
ット端末等から作成でき
ます。**

☆ コンビニで印刷できます。

☆ 提出は郵送がおすすめ!

詳しくは、こちら!!
作成コーナー **検索**

大切なお知らせ!!

御坊税務署内の申告書作成会場の開設は、**平成30年2月16日(金)から3月15日(木)**です。
平成30年2月16日(金)から3月15日(木)における相談の受付時間は、**9時～16時**までです。
 2月15日(木)以前は、開設しておりませんので、ご注意ください。

マイナンバー制度の導入について

申告手続などには、『マイナンバー
の記載』と『本人確認書類の提示又は
写しの添付』が必要です。



《本人確認書類の具体例》

- 個人番号カードの表面と裏面
 - 通知カード※
+
運転免許証、健康保険の被保険者証など
- ※通知カードの代用として、マイナンバーの記
載がある「住民票の写し又は住民票記載事項
証明書」でも確認ができます。

医療費控除が変わりました!!

～平成29年分の確定申告から～

領収書の提出の代わりに

“**医療費控除の明細書**”

の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、
かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20
万円以下である場合には、所得税および復興特別
所得税の確定申告書の提出は不要です。

ただし、所得税及び復興特別
所得税の還付を受けるため、株式等
の損失を翌年に繰り越すため等
の申告書は提出することができ
ます。

なお、住民税の申告について
は、お住まいの市町の窓口にお尋
ねください。



申告会場の開設

☆税理士による
無料申告相談会場日程

会 場	日 程	受付時間
御坊市役所 3 階会議室 (御坊市 350)	2月5日(月) ～7日(水)	9:30 ～ 11:30 13:00 ～ 15:00

※御坊市以外にお住まいの方でも、ご利用いただけます

【お問い合わせ先】

御坊税務署 〒644-0002 御坊市 430-3 (☎0738・22・0695〔代表〕)

※上記代表番号におかけいただくと、自動音声によりご案内しております。アナウンスに沿って、
操作してください。